

2021年10月1日

各 位

株 式 会 社 北 都 銀 行

最良執行方針の制定について

株式会社北都銀行（頭取 伊藤 新）は、金融商品仲介業務に係る最良執行方針を制定いたしましたのでお知らせします。

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

以 上

《本件に関する問い合わせ先》

営業推進部（担当：幸野）TEL：018-837-1946

株式会社北都銀行 登録金融機関 東北財務局長(登金)第10号 加入協会 日本証券業協会

最良執行方針

株式会社北都銀行

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当行では、お客さまから国内の金融商品取引所に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（上場投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）受益証券発行信託の受益証券等で、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

(1) 上場株券等

当行は金融商品仲介業務としてお客さまの注文を取り扱うこととしております。したがって、お客さまから頂いた上場株券等に係る注文はすべて当行が契約する金融商品取引業者である東海東京証券株式会社（以下、東海東京証券という）に当該注文を取次ぐこととします。東海東京証券では、同社の定めた執行方針^{*}に基づき執行を行います。

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当行では、東海東京証券が当該銘柄の取り扱いを行なっている場合のみ、注文を取次ぐこととします。なお、東海東京証券では、同社の定めた執行方針^{*}に基づき執行を行います。

3. 当該方法を選択する理由

当行は金融商品仲介業務を行っていることから、東海東京証券へ注文を取次ぐ方法しか採用できません。

4. その他

- (1) お客さまから執行方法に関するご指示（執行する取引所金融商品市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった注文については、東海東京証券に取次ぎ、ご指示いただいた執行方法により執行いたします。
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するように努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

※東海東京証券株式会社の最良執行方針 (<https://www.tokaitokyo.co.jp/policy/guideline.html>)

以上